＜R5年度＞病院勤務医・医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する体制

【体制】

・勤務時間の具体的な把握 ： タイムカード管理、さらに病院日誌への記録

・勤務時間以外についての勤務状況の把握 ： 年次有給休暇・育休・介休の取得率

・多職種からなる役割分担推進のための委員会 ：年1回開催（管理者参加）
参加職種：医師、薬剤師、看護師、検査技師、放射線技師、理学療法士、管理栄養士、社会福祉士、事務

【計画】

取組事項	計画
クリニカルパスの導入	疾患に対する治療をある程度、平均化することで、医師・看護師の業務を効率化する。 多職種によるクリニカルパス委員会を立ち上げ、当院で多い症例から順次クリニカルパスを作成する。
タスクシフト	・現状、医師とそれ以外の職種が役割分担している業務は継続する 入院・検査の説明 →看護師・検査技師 静脈注射 →看護師 服薬指導 →薬剤師
	・医師事務作業補助者の増員と業務内容の検討 昨年も増員を達成。届出は現在6名だが、人員配置の調整を行い、届出人数を増やしていくようにする。また、今後も退職に伴う減員防止のために、研修参加者を計画的に増やす。 追加できる業務を検討する。
	・救急車受入のマニュアルを作成 事務から医師へ電話をつなぐ際の必要情報を整理する
	・外来患者受け入れフロー・プロトコール（標準治療法）を作成 医師・看護師の業務内容を効率化する
	・エコー検査業務の役割分担 医師が行っているエコー検査を、臨床検査技師と業務分担をする。 検査技師の技術・経験の向上に努め、R4年度より多くの検査を検査技師が行えるようにする。
勤務計画上、連続当直を行わない	医師・放射線技師・検査技師・事務 において勤務計画作成時に連続当直は行わないシフトを組む。
出産・育児中の看護職員に対する配慮	本人の申し出に応じて、夜勤のない勤務や、時短勤務への変更など柔軟に対応する。対象者に制度を説明する。
看護職員の勤務時間に対する配慮	・夜勤時の休憩は2時間確保する ・夜勤明けの翌日は休みとする ・夜勤の連続勤務は、月2回までとする ・勤務間隔は11時間以上確保する ・早出・遅出等を取り入れ、残業にならないように人員体制を組む
看護補助者の適切な配置	夜勤可能な看護補助者の増員。看護補助者を適正に配置し、活用する。病棟においては、入浴介助や食事介助など、看護職員の指示の下で業務を行う。看護補助者会議や研修を開催し、知識研鑽とスキルアップに努める。